

暴走族等を追放して、住みよいまち を取り戻そう！！



飯塚市暴走族等追放条例を制定

(平成20年6月1日施行)

飯塚市暴走族追放運動推進条例を全部改正し、見物人対策として「**あおり行為の禁止**」、取締り等の強化のため「**重点禁止区域の指定**」を新設しました。

警察による取締り強化と市民や各種団体のみなさまの協力の下、暴走行為をさせない環境をつくり、暴走族を追放しましょう！

なぜ
改正したの？

理由

本市の暴走族の暴走行為は、特定地域での見物人へのアピールを目的としたものがほとんどで、見物人によるあおり行為を禁止し、その地域を重点禁止区域に指定して、警察の取締り強化を図るためです。

あおり行為の禁止

暴走行為を行ったり、行おうとしている者に対し、声援、拍手、身振り等の行為で暴走行為をあおってはいけません！

重点禁止区域の指定

あおり行為が頻繁に行われている区域を重点禁止区域として指定し、警察と連携して暴走族とそれをあおる者を集合させない措置をとります！

市は何をするの？

市の責務

暴走族等の追放に関する施策を策定し、実施します！

関係機関への協力要請

暴走族等の追放のための施策の実施について、必要に応じて関係機関・団体に対し協力を求めます！

住民のみなさまに
お願いします！

市民のみなさまの責務

市が実施する暴走族等の追放に関する施策に協力するよう努めましょう！

保護者の責務

暴走族に加入させない、暴走行為を行わせない、暴走族に係わる自動車等に同乗させない、暴走行為の見物に行かせない、暴走族加入知ったときは脱退させる！

学校・職場・地域・少年の育成に携わる団体関係者の責務

少年の暴走族への加入防止、暴走行為とその見物の防止に努めましょう！

事業者のみなさんの責務

暴走行為を助長する自動車等の部品を販売、取付、改造しないよう努めましょう！

暴走族へ燃料の販売をしないよう努めましょう！

暴走族を誇示する刺しゅうや、刺しゅうをした衣服の販売をしないよう努めましょう！

通 報

暴走行為やあおり行為目的の集合、暴走行為やあおり行為が行われていることを知ったときは、警察に**110番**通報するよう努めましょう！

暴走族
見たら聞いたら
110番



施設管理者のみなさま
お願いします！

施設管理者の責務

暴走族が集合したり、暴走行為を見物する目的で多人数が集合するおそれのある駐車場や空き地等を管理する者は、それらを集合させない措置をとるよう努めましょう！

問合せ先

飯塚市市民環境部市民活動推進課市民生活係
TEL 0948-22-5500内線(108)